

山形市立地適正化計画

届出手引き

令和3年6月

山形市

目次

(1) 届出制度について.....	1
(2) 住宅の開発行為・建築等行為.....	3
(3) 誘導施設の開発行為・建築等行為	5
(4) 誘導施設の休廃止.....	9
(5) 手続きの流れ	10
(6) 様式記入例.....	11

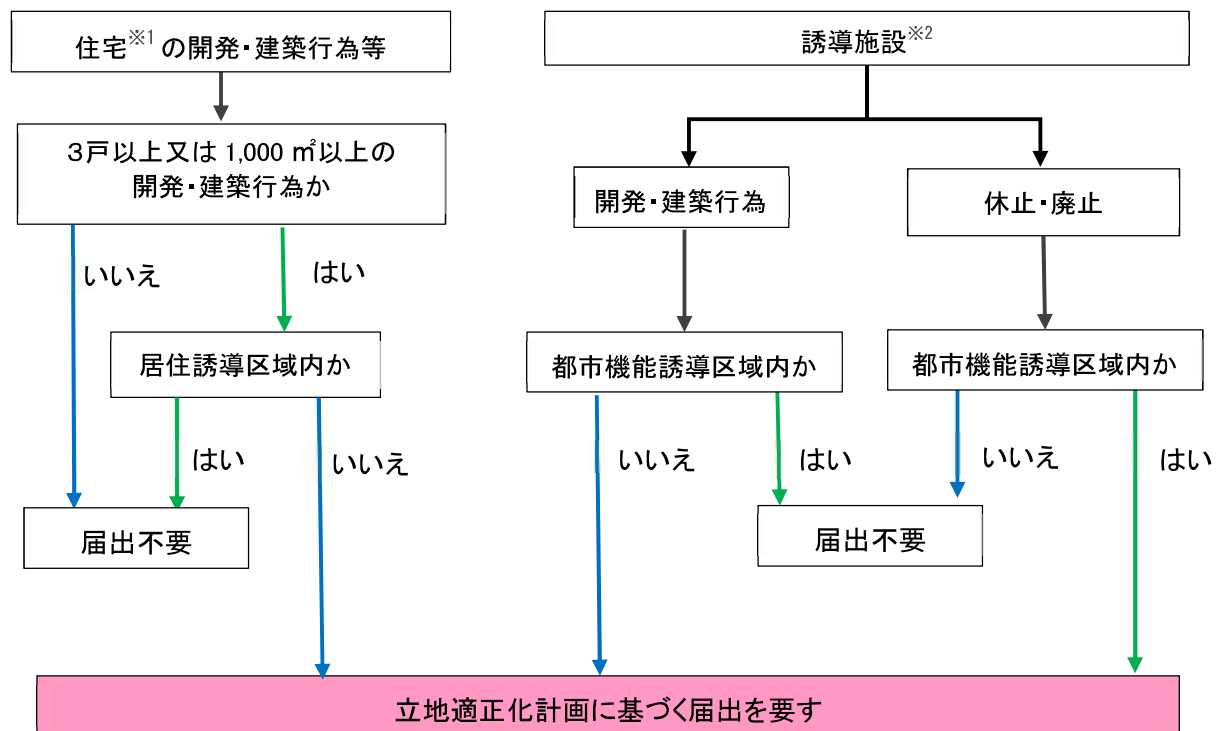
1 届出制度について

平成26年に「都市再生特別措置法」が改正され制度化された立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用規制に加え、医療・福祉、商業などの都市機能と、住宅などの居住機能を一定の区域内に緩やかに誘導するとともに、これらの区域を利便性の高い公共交通ネットワークにより連携することで、人口減少下においても持続可能な都市構造を実現することを目的とする、市町村が策定主体となる計画です。

立地適正化計画の策定・公表後は都市再生特別措置法の規定により、居住誘導区域外・都市機能誘導区域外で一定規模以上の開発行為及び建築行為等を行おうとする場合、または都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合に事前に届出が義務付けられます。

この手引きは、それら届出における対象や届出書類等について解説するものです。

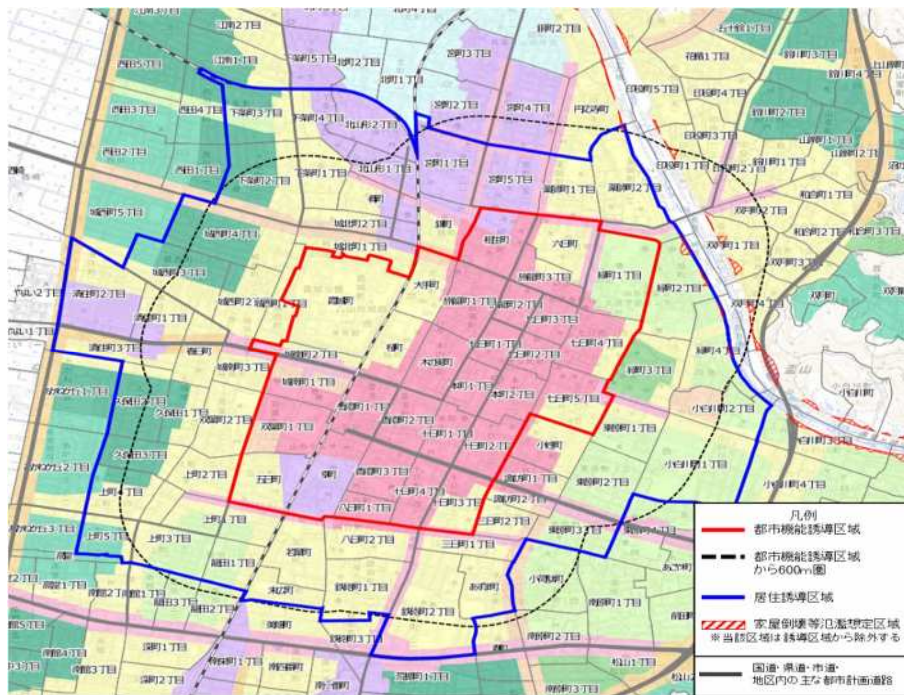
●届出の要否



※1 「住宅」とは、一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋及び共同住宅を指します。詳しくは建築基準法における住宅の取り扱いを参考にして下さい。

※2 都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設として立地適正化計画に位置付けられるもの。

●都市機能誘導区域・居住誘導区域に属する町丁目



誘導区域	誘導区域に属する町丁目
都市機能誘導区域	相生町 五日町 大手町 霞城町 香澄町一丁目～三丁目 木の実町 幸町 桜町 城南町一丁目～二丁目 十日町一丁目～四丁目 七日町一丁目～五丁目 旅籠町一丁目～三丁目 双葉町一丁目 本町一丁目・二丁目 緑町一丁目 六日町 八日町一丁目
居住誘導区域	都市機能誘導区域に属する町丁目 あずま町 上町一丁目～五丁目 籠田一丁目 春日町 北山形一丁目・二丁目 清住町一丁目～三丁目 久保田一丁目～三丁目 小姓町 小白川町一丁目・二丁目 肴町 下条町一丁目～四丁目 城西町一丁目～四丁目 城南町三丁目 城北町一丁目・二丁目 末広町 諏訪町一丁目・二丁目 鉄砲町一丁目・二丁目 錦町 東原町一丁目～三丁目 双葉町二丁目 三日町一丁目・二丁目 緑町二丁目～四丁目 宮町一丁目・五丁目 薬師町一丁目・二丁目 八日町二丁目 若葉町 ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域を除く。

●準都市機能誘導区域・準居住誘導区域について

上記の法に基づく誘導区域は、届出の要否の基準となりますが、山形市ではこのほかにも独自に「準都市機能誘導区域」と「準居住誘導区域」を定めています。これらは、法定の誘導区域に含まれないため、当該区域において届出の対象となる行為を行う場合は届出が必要となります(詳細は計画本編参照)。

2 住宅の開発行為・建築等行為

(1) 対象となる行為

計画区域内の居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発を行う場合は、都市再生特別措置法第88条の規定に基づき、行為に着手する30日前までに市への届出が必要となります。

届出の対象となる行為は以下のとおりです。

● 開発行為

① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行う場合

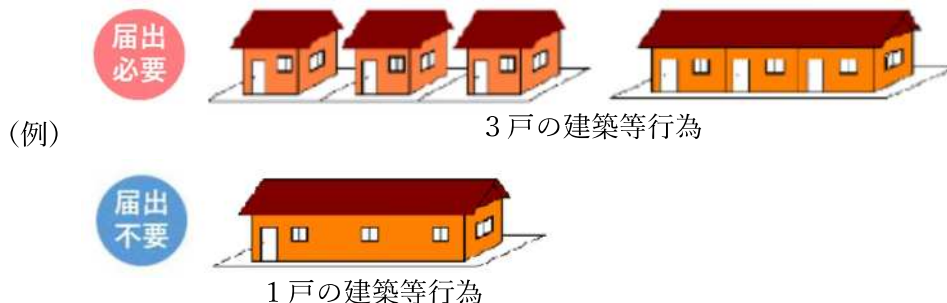


② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



● 建築等行為

① 3戸以上の住宅を新築する場合



② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

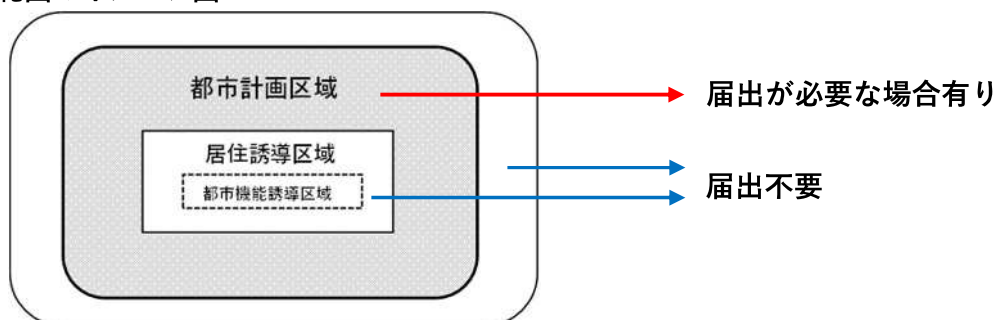
※届出の対象とならない行為について

- ・住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの新築
- ・建築物を改築し、又はその用途を変更して住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものとする行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準じる行為として政令で定める行為

(2) 対象範囲

居住誘導区域外の計画区域（都市計画区域）が、届出の対象範囲となります。

●対象範囲のイメージ図



※山形市が独自に定めた準都市機能誘導区域、準都市機能誘導区域において、届出対象となる行為を行う場合は届出が必要となります。

(3) 提出書類

●開発行為の場合

届出書 様式第10（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号）

添付図書（都市再生特別措置法施行規則第35条第2項第1号及び第3号）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（付近見取図）
縮尺1／1,000以上
- ・設計図（土地利用計画図等）
縮尺1／100以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書
（上記図面より面積が確認できない場合求積図等）

●建築等行為の場合

届出書 様式第11（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号）

添付図書（都市再生特別措置法施行規則第35条第2項第2号及び第3号）

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面
縮尺1／100以上
- ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図
縮尺1／50以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書
（位置図、上記図面より面積が確認できない場合求積図等）

●上記の届出内容を変更する場合

届出書 様式第12（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項）

添付図書 変更しようとする行為における添付図書に同じ

※各種様式は市公式ホームページよりダウンロードできます。



3 誘導施設の開発行為・建築等行為

(1) 誘導施設について

山形市では、中心拠点である都市機能誘導区域において維持・誘導する誘導施設を以下のように設定しています。

計画区域内の都市機能誘導区域外で誘導施設の整備を行う場合は、都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、行為に着手する30日前までに市への届出が必要となります。

なお、届出の対象となる誘導施設の他に、広域都市圏全体をけん引する拠点づくりを進めるために必要な施設を市が独自に法定外の誘導施設として位置づけています。(詳しくは本編をご覧ください。) 法定外の誘導施設については届出の必要はありません。

○：維持 ●：誘導 □：維持（法定外） ■：誘導（法定外）

	施設	中心拠点
行政	市役所本庁舎	○
	市保健所	○
医療	地域医療支援病院 (市立病院済生館)	○
商業	百貨店・ショッピングセンター※ ¹	●
	大型スーパー※ ²	○●
文化	文化ホール	○
	美術館・博物館	○
	文化創造都市拠点施設	●
	図書館	○
その他	アリーナ機能を有する体育施設 (体育館・武道館等)	○
	本部機能を有する金融機関	○
	新たな働き方に対応した業務施設	■
	宿泊施設	□■
	交通結節施設	○●

□■は届出不要

※¹ 生鮮食品取扱店舗を含む床面積10,000㎡以上の大規模小売店舗

※² 生鮮食品取扱店舗を含む床面積4,000㎡以上の大規模小売店舗

(2) 対象となる行為

届出の対象となる行為は以下のとおりです。

●開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合

●建築等行為

- ・誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合



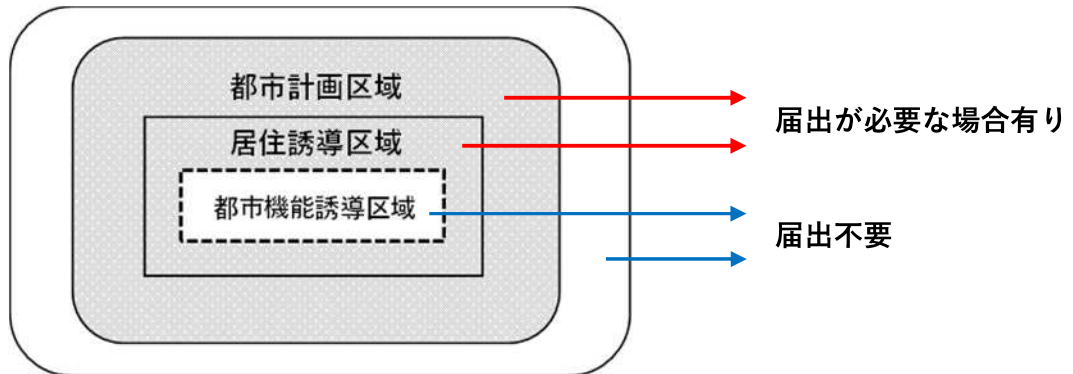
※届出の対象とならない行為について

- ・誘導施設を有する建築物で仮設のものものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・誘導施設を有する建築物で仮設のものものの新築
- ・建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準じる行為として政令で定める行為

(3) 対象範囲

都市機能誘導区域外の計画区域（都市計画区域）が、届出の対象範囲となります。

●対象範囲のイメージ図



※山形市が独自に定めた準都市機能誘導区域において、届出対象となる行為を行う場合は届出が必要となります。

(4) 提出書類

●開発行為の場合

届出書 様式第18（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号）

添付図書（都市再生特別措置法施行規則第52条第2項第1号及び第3号）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（付近見取図）
縮尺1／1,000以上
- ・設計図（土地利用計画図等）
縮尺1／100以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書
（上記図面より面積が確認できない場合、求積図等）

●建築等行為の場合

届出書 様式第19（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号）

添付図書（都市再生特別措置法施行規則第52条第2項第2号及び第3号）


- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面
縮尺1／100以上
- ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図
縮尺1／50以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書（位置図、上記図面より面積が確認できない場合求積図等）

●上記の届出内容を変更する場合

届出書 様式第20（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項）

添付図書 変更しようとする行為における添付図書に同じ

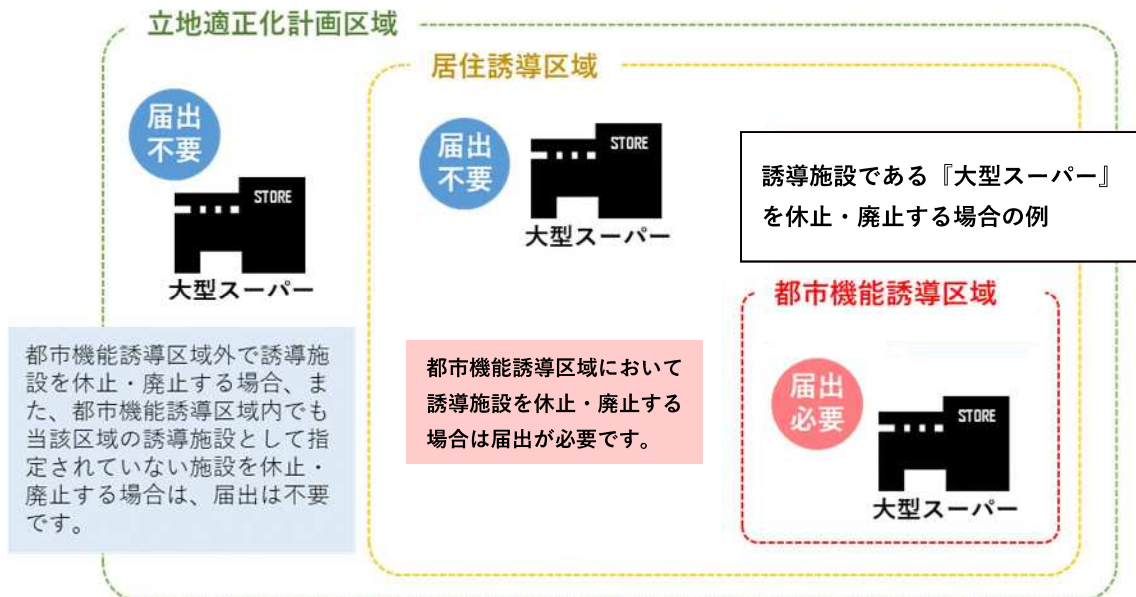
※各種様式は市公式ホームページよりダウンロードできます。



4 誘導施設の休廃止

① 対象となる行為

計画区域内の都市機能誘導区域内に存在する誘導施設（P 5 参照）を休止または廃止する場合は、都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、行為に着手する 30 日前までに市への届出が必要となります。



② 対象範囲

都市機能誘導区域内が、届出の対象範囲となります。

③ 提出書類

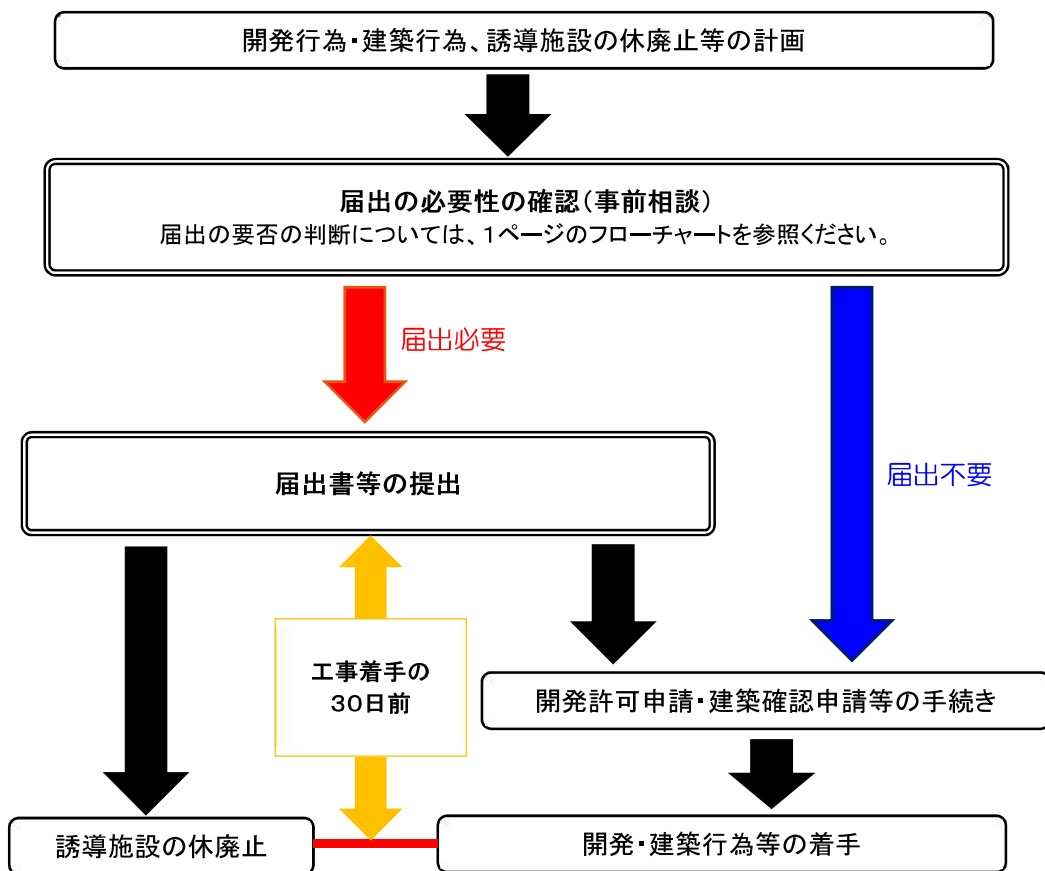
届出書 様式第 2 1（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2）

様式は市公式ホームページよりダウンロードできます。

5 手続きの流れ

山形市立地適正化計画に基づく届出は、届出の対象となる行為（工事）に着手する30日前までに届け出る必要があります。届出事項を変更する場合も同様です。

届出の必要な行為を、届出をしないで、または虚偽の届出をして行った者に対しては、都市再生特別措置法第130条第1項及び第2項に基づく罰則の規定がありますので、対象となる行為を計画される際には、市へ事前にご相談をいただくとともに、開発許可申請や建築確認申請に先立って届出をご検討くださいますようお願いいたします。



※届出の提出後、行為の内容が変更となる場合は、変更に係る行為に着手する30日前までに届出が必要です。

問い合わせ先

山形市 まちづくり政策部 まちづくり政策課

〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25

TEL: 023-641-1212 FAX: 023-624-8407

6 様式記入例

記入例

様式第10 (第35条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

2021年8月1日
(宛先) 山形市長

届出日を記入(工事着手の30日前まで)

自己用の場合は●●住宅(自己用)、
非自己用の場合は●●住宅(非自己用)と記入

届出者 住所 山形市 ○○町 △△番
氏名 □□株式会社
代表 山形 太郎

開発行為の概要	(1) 開発区域に含まれる地域の名称	山形市 ○○町 △△番 (外●●筆)
	(2) 開発区域の面積	3,000 平方メートル
	(3) 住宅等の用途	一戸建て住宅(自己用)、共同住宅(非自己用)
	(4) 工事の着手予定年月日	2021年9月1日
	(5) 工事の完了予定年月日	2022年3月31日
	(6) その他必要な事項	<p>【住宅用区画数】10区画 (うち一戸建て住宅3区画、 共同住宅用地7区画)</p> <p>【代理人連絡先】山形市 ◆◆町 △△番 (株) ○○設計 担当: ☆☆ 電話: 023-●●●-●●●●</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

記入例

様式第11 (第35条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、
住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。

2021年8月1日 ← 届出日を記入(工事着手の30日前まで)
 (宛先) 山形市長

自己用の場合は●●住宅(自己用)、
 非自己用の場合は●●住宅(非自己用)と記入

届出者 住所 山形市 ○○町 △△番
 氏名 □□株式会社
 代表 山形 太郎

(1) 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	山形市 ○○町 △△番(外●筆)
	地目	宅地
	面積	900平方メートル
(2) 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	共同住宅(非自己用) ←	
(3) 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途		
(4) その他必要な事項	【工事の着手予定年月日】 2021年 9月 1日 ← 【工事の完了予定年月日】 2022年 3月31日 【戸数】 10戸 【代理人連絡先】 山形市 ◆◆町 △△番 (株) ○○設計 担当: ☆☆ 電話: 023-●●●●●●●●	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第12 (第38条第1項関係)

行為の変更届出書

(宛先) 山形市長

2021年10月 1日

届出日を記入(工事着手の30日前まで)

届出者 住所 山形市 ○○町 △△番
氏名 □□株式会社
代表 山形 太郎

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

(1) 当初の届出年月日 ○○年 ○月 ○日

(2) 変更の内容

- ・開発区域の変更 (3,000㎡⇒2,500㎡)
- ・住宅用区画数の変更 (10区画⇒9区画)
- ・着手予定日の変更 (2021年9月1日⇒2021年11月1日)

(3) 変更部分に係る行為の着手予定日 2021年 11月 1日

(4) 変更部分に係る行為の完了予定日 2022年 6月 31日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第18（第52条第1項第1号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

2021年8月1日

(宛先) 山形市長

届出日を記入（工事着手の30日前まで）

届出者 住所 山形市 ○○町 △△番

氏名 □□株式会社

代表 山形 太郎

開発行為の概要	(1) 開発区域に含まれる地域の名称	山形市 ○○町 △△番 (外●筆)
	(2) 開発区域の面積	3,000平方メートル
	(3) 建築物の用途	商業施設 (店舗面積: 2,000㎡)
	(4) 工事の着手予定年月日	2021年9月1日
	(5) 工事の完了予定年月日	2022年3月31日
	(6) その他必要な事項	<p>【誘導施設以外の用途がある場合、その用途と面積】 飲食店 (床面積: 150㎡)</p> <p>【代表人連絡先】 山形市 ◆◆町 △△番 (株) ○○設計 担当: ☆☆ 電話: 023-●●●●-●●●●</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第19 (第52条第1項第2号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、
誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

2021年8月1日 ← 届出日を記入(工事着手の30日前まで)

(宛先) 山形市長

届出者 住所 山形市 ○○町 △△番
 氏名 □□株式会社
 代表 山形 太郎

(1) 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	山形市 ○○町 △△番 (外●筆)
	地目	宅地
	面積	3,000平方メートル
(2) 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設 (店舗面積: 2,000㎡)	
(3) 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
(4) その他必要な事項	<p>【工事の着手予定年月日】 2021年9月1日</p> <p>【工事の完了予定年月日】 2022年3月31日</p> <p>【誘導施設以外の用途がある場合、その用途と面積】 飲食店 (床面積: 150㎡)</p> <p>【代表人連絡先】 山形市 ◆◆町 △△番 (株) ○○設計 担当: ☆☆ 電話: 023-●●●-●●●●</p>	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

記入例

様式第20（第55条第1項関係）

行為の変更届出書

(宛先) 山形市長

2021年9月1日

届出日を記入（工事着手の30日前まで）

届出者 住 所 山形市 ○○町 △△番
氏 名 □□株式会社
代表 山形 太郎

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

(1) 当初の届出年月日 2021年8月1日

(2) 変更の内容

- ・開発区画の変更（3,000㎡⇒2,800㎡）
- ・着手予定日の変更（2021年9月1日⇒2021年10月1日）

(3) 変更部分に係る行為の着手予定日 2021年10月1日

(4) 変更部分に係る行為の完了予定日 2022年3月31日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第21 (第55条の2関係)

誘導施設の休廃止届出書

2021年10月1日

(宛先) 山形市長

届出日を記入(休止し、又は廃止しようとする日の30日前まで)

届出者 住 所 山形市 ○○町 △△番
 氏 名 □□株式会社
 代表 山形 太郎

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 名 称: ○×スーパー
 用 途: 商業施設
 所在地: 山形市 ○○町 △△番
- 2 休止(廃止)しようとする年月日
 2021年11月1日
- 3 休止しようとする場合にあつては、その期間
 2021年11月1日～2022年3月31日
- 4 休止(廃止)に伴う措置
 - (1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 休止中は倉庫として使用
 - (2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

参考 都市再生特別措置法・施行令（抜粋）

■建築等の届出等（住宅）

【法第八十八条】

立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であって住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行うもの（政令で定める戸数^{※1}未滿の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつては、その規模が政令で定める規模^{※2}以上のものに限る。）又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未滿の住宅に係るものを除く。）を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの^{※3}
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 その他市町村の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※1、※2：【施行令 第二十六条】（建築等の届出の対象となる住宅の戸数等の要件）

法第八十八条第一項の政令で定める戸数は、三戸とする。

2 法第八十八条第一項の政令で定める規模は、〇・一ヘクタールとする。

※3：【施行令第二十七条】（建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為）

法第八十八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の住宅等の新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の住宅等とする行為

■建築等の届出等（都市機能）

【法第八十条第一項】

立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの^{※4}
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 その他市町村の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※4：【施行令第三十五条】（建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為）

法第八十条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

■休廃止の届出等（都市機能）

【法第百八条の二第二項】

立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定による届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

■罰則

【法第百三十条】

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条、第六十七条又は第九十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者
- 三 第百八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

山形市 立地適正化計画 届出手引き
令和3年（2021年）6月

山形市まちづくり政策部 まちづくり政策課
